

郡山市議会議長賞の交付に関する取扱要綱

平成12年4月1日制定

平成26年6月1日一部改正

令和3年1月1日一部改正

[議会事務局総務議事課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長賞の交付に関し、基準、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 議長賞は、国、地方公共団体、公益法人、公共的団体等が主催する事業が次の各号のいずれにも該当するものと認めるときに、交付することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が、市民福祉の増進、市民文化の向上、地域社会の健全な発展等に寄与するもので、公共性が認められるもの。
- (2) 原則として市内で開催される事業であること。
- (3) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当するものと認められるときは、議長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (2) 政治団体若しくは宗教団体が主催するもの、政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするもの。
- (3) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの。
- (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの。
- (5) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの。
- (6) その他議長賞の交付を行うことが不相当と認められるもの。

第3条 議長賞の交付は、賞状の交付によって行うものとし、原則として1事業に対し賞状1点とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認める事業については、予算の範囲内で副賞を交付することができる。

(交付の手続き)

第4条 議長賞の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明記した申請書を議長に提出しなければならない。この場合において、議長は、必要があると認めるときは、申請者から当該事業に関する資料の提出を求めることができる。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的又は趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時及び場所
- (5) 参加対象者及び人員
- (6) 事業の内容及び開催方法
- (7) 入場料等参加者から費用を徴収する場合は、その金額
- (8) 事業において授与するすべての賞の内容

2 議長は、前項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査のうえ、その可否を決定し、申

請者に通知する。この場合において議長賞の交付の決定には、必要な条件を付することができる。

3 議長賞の交付の決定を受けた者（以下「交付の決定を受けた者」という。）が、申請した内容を変更する場合は、次に掲げる事項を明記した事業内容変更承認申請書を遅滞なく議長に提出し、変更承認の決定を受けなければならない。

- (1) 変更する内容
- (2) 変更する理由
- (3) 変更による影響

4 議長は、前項の事業内容変更承認申請書を受理した場合には、第2項の規定を準用する。

5 交付の決定を受けた者が、当該事業を中止する場合は、その理由を付して遅滞なく、議長に届けなければならない。

6 交付の決定を受けた者は、当該事業終了後、速やかに実績報告書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第5条 議長は、議長賞の交付の決定をした後であっても、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施した場合
- (3) 法令又は交付の決定に付した条件に違反した場合

2 議長は、前項の規定により議長賞の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（免責）

第6条 前項の規定により議長賞の交付の決定を取り消された場合において、交付の決定を受けた者が損害を受けることがあっても、市議会は一切その責めを負わない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

年 月 日

郡山市議会議長

報告者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名

事業実績報告書

年 月 日付けで議長賞の交付を受けて実施した事業が完了したので、郡山市議会議長賞の交付に関する取扱要綱第4条第6項の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

事業の名称		
実施状況	参加者数	名
各賞の受賞者名 ※記入は議長賞を受けた者のみ		
備考		